

猟法（くくりわな）禁止の期間の延長について【概要】

1 要 旨

広島市等の区域において措置している猟法（くくりわな）の禁止について、令和 4 年 10 月 31 日に禁止期間が満了するため、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和 4 年 11 月 1 日から 5 年間延長する。

当該区域では、狩猟におけるくくりわなの使用が禁止される（はこわなの使用は認められる）。

また、被害対策としての有害鳥獣捕獲等においては、くくりわなによる捕獲を許可することができる。

2 禁止措置の概要

禁止する猟法	くくりわな
期間	令和 4 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで (環境大臣によるツキノワグマ捕獲禁止の期間と整合させる)
禁止を必要とする理由	ツキノワグマの主要生息地において、くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため
区域	広島市安佐北区の一部，広島市佐伯区湯来町の一部， 廿日市市吉和一円，山県郡安芸太田町一円，山県郡北広島町の一部
面積	120,898 ヘクタール

※期間，区域，禁止措置の内容は，現行から変更なし。

3 手続き，スケジュール

6 月	・利害関係人の意見聴取（実施済み）
10 月	・環境審議会の意見聴取 ・環境大臣へ報告

4 利害関係人の意見聴取結果

(1) 利害関係人 33 名 ※ 5 地域・重複あり

(市町，森林管理署，農業団体，林業団体，狩猟団体等)

(2) 賛成・反対の内訳

賛否	人数	内容
賛成	30	
賛否 無記入	2	地域の単位猟友会の意見を尊重して決定すること（地元市町が賛成しているのならよい。）【猟友会高田山県支部長】
反対	1	今後クマが多く出没すると思う。県全体の区域を緩和するのがよいのではないかと【湯来町鳥獣保護管理員】 ←イノシシ等の捕獲目的で設置したくくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲される事態はとても危険であり，クマの保護だけでなく，安全性の面からも回避するべきであることを説明して理解を得た。